

当センターでは、令和8年1月に本制度への取組みを宣言されているが、基本認定を取得されていない医療機関を対象として、「基本認定取得に向けた進捗状況確認アンケート」を実施いたしました。本アンケートにおいて、「現在取組み中であるものの未達成の項目」や「達成状況の判断が難しい項目」として多く挙げられた内容について、これまで当センターが確認した取組み内容を踏まえ、取組み事例集を作成いたしました。認定取得を目指す医療機関におかれましては、本事例集をご参考いただき、認定取得に向けてにご活用ください。

課題NO	実 施 内 容
3	職員の就業時間を把握して、時間外労働の比較的多い職員に対して産業医や管理者による面接の機会を提供している 【取組事例】 - 毎月開催している安全衛生委員会において、月45時間を超える時間外労働者の把握を行っており、月80時間、または、100時間を超える場合には、産業医による個別面談を実施できる体制に整備している。 【好事例】 - 時間外労働の抑制に向けた取組として、患者家族への病状説明は原則として17時までに実施することとしており、その方針について院内に広く周知を行っている。
4	地域の医療機関との連携やスタッフの増員等により、特定の診療科や特定の職員の負担を軽減している 【取組事例】 - 患者サポートセンターを設置し、医師・看護師・事務職員等が連携して対応することにより、円滑な病床管理や地域の医療機関との連携強化を図り、入院に関わる職員の労務負担の軽減に取り組んでいる。 【好事例】 - 医師を対象に、医師事務作業補助者をお願いした業務内容についてアンケートを実施し、その結果を踏まえて、医師事務作業補助者の業務範囲の拡大を行っている。 - 院内の看護補助者および介護職員について、特定技能制度を活用した外国人労働者の採用を行っている。
22	職種特有の疲労(腰痛、眼精疲労)やストレスに対処する情報や学ぶ機会を提供している(啓発パンフレットの配布、院内掲示等) 【取組事例】 - 定期健康診断時に、理学療法士・作業療法士による「腰痛・肩関節・膝関節」に関するメディカルチェックを実施している。 - 職員向け広報誌の発行や健康診断、ストレスチェック制度等を通じて健康管理に関する啓発を行っている。 - 職種特有の疲労に関する啓発パンフレットを職員に配布するとともに、関連する講習会等の案内を院内掲示により周知している。 【好事例】 - 腰痛への対処に関するパンフレットを配布するとともに、医療・介護業務に従事する職員に対して腰痛予防ベルトを無償で配布している。 - 眼精疲労対策として、パソコンを使用する業務に従事している職員を対象に、年1回VDT健診を病院負担で実施している。
28	職員の家族やパートナーにも「健康」を守るための情報を提供している 【取組事例】 - 院内会報誌を作成し、職員に対して健康情報の提供を行っている。また、職員家族向けに人間ドックや簡易脳ドックの割引制度を設け、受診の促進を図っている。 - 職員家族に対し、インフルエンザ予防接種を割引料金で案内している。あわせて、同居家族を対象に新型コロナワクチン接種を優先的に案内している。
36	記録や書類作成の簡素化等を進め、職員が専門職としての業務に専念できるようにしている 【取組事例】 - 書類および議事録の作成について電子化を進め、グループウェア上での共有を行うなど、業務の効率化に取り組んでいる。 - 記録業務や書類作成の簡略化に取り組み、職員の業務負担軽減を図っている。
45	医療機関の運営方針が周知され、具体化にあたっては、その決定に関係スタッフが関われるようにしている 【取組事例】 病院の運営方針について、院長が立案し、病院運営会議において承認した上で、院内会議や病院説明会等を通じて組織全体に周知している。あわせて、スタッフが関与しながら具体化に向けた取組を推進している。
46	公正で透明性のある給与制度にしている 【取組事例】 給与規程を配布するとともに、職員が随時閲覧できる環境を整備している。
47	心身の健康を保つ方法について、非正規職員等に対しても教育を行っている 【取組事例】 - 各部署の所属長が定期的に面談を実施し、職員の健康状態の把握に努めている。 - メンタルヘルスやハラスメントに関する相談窓口について、正規職員のみならず非正規職員も対象とし、広く相談できる体制を整備している。

京都府医療勤務環境改善支援センター
TEL 075-354-8830 FAX 075-354-8834

業務時間
場 所

月曜日～金曜日（土日祝日、年末年始を除く）9時30分～17時30分
COCON烏丸8階（京都市下京区烏丸通四条下ル水銀屋町620番地）

京都医療労務管理相談コーナー
TEL 075-354-8844 FAX 075-354-8834

勤務環境改善に取り組むことを宣言し、 基本認定取得に向けて取組みを進めましょう

京都府医療勤務環境改善支援センターでは、京都府独自の制度として、働きがいのある、働きやすい職場の実現に取り組む医療機関を認定する「京都いきいき働く医療機関認定制度」を制定し、その医療機関の取組みを支援しております。

本制度を通じて、医療機関の経営トップをはじめ、幅広いスタッフが「医療スタッフの安全と健康は、患者の安全と健康を守る」という共通認識を持ち、医療の質の向上を目指し、職員一人ひとりがいきいきと輝ける職場づくりに取り組むことを宣言し、当センターによる認定取得に向けた取組みが進められています。

令和8年6月末日現在、109病院が宣言書をセンターに提出し、基本認定の取得に向けて取組みをされており、そのうち54病院が基本認定を取得されています。

宣言書を提出されていない医療機関におかれましては、まず当センターへ宣言書をご提出いただき、その後、基本認定50項目の達成に向けて計画的に取組みを進めましょう。

当制度に取り組んだ病院からのご意見

- 勤務環境改善マネジメントシステムの導入にあたって、手順や方向性が明確となり、これまでよりも円滑に取組みを進めることができるようになった。
- 課題に基づき段階的に取組みを進めることができるため、無理のない形で着実にステップアップを図ることができ、継続的に取組むことができた。
- 勤務環境改善に向けた取組みが認定という形で客観的に評価されたことにより、その成果が可視化され、全職員の意識向上や、さらなる取組みへの意欲向上に繋がった。

京都府医療勤務環境 改善支援センター

Support Center News

July 2026. | Vol. 127

～宣言から基本認定取得まで～

認定取得のメリット

- 1 勤務環境改善の取組みが活性化・定着し、人材の確保・定着、医療の質の向上、患者満足度の向上、さらには経営の安定化に繋がります。
- 2 勤務環境の向上に努める医療機関として、当センターが積極的に公表・広報を行うことにより、医療機関のイメージや知名度の向上に繋がります。
- 3 院内ホームページや機関誌等に認定マークを掲載することで、採用活動や広報活動において、自院の取組みを効果的に発信することができます。
- 4 現任職員が認定医療機関であることに誇りを持つことで、職員のモチベーション向上や人材定着の促進に繋がります。

STEP 1 | いきいき働く医療機関宣言 ～院内で勤務環境改善に取り組むことを宣言しましょう～

勤務環境改善に取り組むことの意味表明が「宣言」です。様式1「いきいき働く医療機関宣言書」に必要事項をご記入のうえ、当センターまでご提出ください。宣言後につきましては、当センターのホームページやセンターニュース等において公表させていただきます。尚、宣言書は随時受け付けております。

未宣言の医療機関におかれましては、まずは宣言書をセンターへ提出しましょう。

ポイント

- 宣言は、病院の理事長・院長等の経営トップが主導して実施してください。
- 宣言と同時に、経営トップの主導のもと、課題解決に向けた取組みを推進するチームを発足し、院内において本制度および宣言内容の周知を行ってください。尚、チームの編成にあたっては、既存の院内委員会を活用いただくことも可能です。



「いきいき働く医療機関宣言」受付中！

令和8年6月末日現在、109病院が宣言され、認定取得に向けて勤務環境改善への取組みを開始されています。

～勤務環境改善で人材確保・定着へ。
改善に向けてまずは宣言を！～

いきいき働く宣言医療機関（令和8年6月末日現在）

※表示はセンターへの宣言書到着順

- | | | | |
|---|---------------------|-----------------|--------------------|
| 1 京都リハビリテーション病院 | 28 京都博愛会病院 | 56 市立福知山市民病院 | 84 吉祥院病院 |
| 2 京都ルネス病院 | 29 学研都市病院 | 57 田辺病院 | 85 日本バプテスト病院 |
| 3 京都田辺中央病院 | 30 脳神経リハビリ北大路病院 | 58 蘇生会総合病院 | 86 千春会病院 |
| 4 京都田辺記念病院 | 31 京都回生病院 | 59 京都ならびがおか病院 | 87 明治国際医療大学附属病院 |
| 5 精華町国民健康保険病院 | 32 木津屋橋武田病院介護医療院 | 60 なごみの里病院 | 88 京都からすま病院 |
| 6 京都九条病院 | 33 嵯峨野病院 | 61 富田病院 | 89 京都済生会病院 |
| 7 介護医療院さいきょう | 34 京都南西病院 | 62 綾部ルネス病院 | 90 京都大原記念病院 |
| 8 シミズ病院 | 35 十条武田リハビリテーション病院 | 63 六地藏総合病院 | 91 京都八幡病院 |
| 9 宇治脳卒中リハビリテーション病院 | 36 北山武田病院 | 64 京都東山老年サナトリウム | 92 同志社山手病院 |
| 10 宮津武田病院 | 37 賀茂病院 | 65 金井病院 | 93 京都市立京北病院 |
| 11 松ヶ崎記念病院介護医療院
（「介護医療院洛和ヴィラよつば」へ名称変更） | 38 京都きづ川病院 | 66 京都鞍馬口医療センター | 94 京都近衛リハビリテーション病院 |
| 12 長岡病院 | 39 宇多野病院 | 67 介護医療院五木田病院 | 95 みのやま病院 |
| 13 京都南病院 | 40 洛和会丸太町病院 | 68 丹後中央病院 | 96 桃仁会病院 |
| 14 新京都南病院 | 41 洛和会音羽病院 | 69 愛生会山科病院 | 97 ムツミ病院介護医療院 |
| 15 京都市民連中央病院 | 42 洛和会音羽記念病院 | 70 宇治病院 | 98 足立病院 |
| 16 もみじヶ丘病院 | 43 洛和会音羽リハビリテーション病院 | 71 京都桂病院 | 99 長岡京病院 |
| 17 三菱京都病院 | 44 洛和会東寺南病院（閉院） | 72 西陣病院 | 100 京都協立病院 |
| 18 吉川病院 | 45 身原病院 | 73 大島病院 | 101 太秦病院 |
| 19 宇治武田病院 | 46 洛西シミズ病院 | 74 むかいじま病院 | 102 中村病院 |
| 20 京都久野病院 | 47 洛西ニュータウン病院 | 75 市立舞鶴市民病院 | 103 西京都病院 |
| 21 第二久野病院（「京都久野病院」と統合） | 48 医仁会武田総合病院 | 76 渡辺病院 | 104 くみやま岡本病院 |
| 22 いわくら病院 | 49 武田病院 | 77 京都市民連あすかい病院 | 105 伏見桃山総合病院 |
| 23 相馬病院 | 50 伏見岡本病院（閉院） | 78 洛北病院 | 106 京都木原病院 |
| 24 向日回生病院 | 51 京都岡本記念病院 | 79 南京都病院 | 107 岸本病院 |
| 25 亀岡シミズ病院 | 52 亀岡病院 | 80 新河端病院 | 108 内田病院 |
| 26 綾部市立病院 | 53 高雄病院 | 81 西山病院 | 109 あそかビハーラ病院 |
| 27 稲荷山武田病院 | 54 なぎ辻病院 | 82 京都武田病院 | |
| | 55 八幡中央病院 | 83 堀川病院 | |

STEP 2 | 基本認定取得を目指して取り組みましょう

左記、STEP1の宣言に続いて、基本認定取得に向けた準備を進めます。基本認定を取得するためには、様式2－1「基本認定50項目チェックリスト（兼基本認定申請書）」に基づき、基本認定50項目の基準を達成する必要があります。

ポイント

- チームにおいて、各項目について実施の有無を確認していただきます。
- 未実施の項目がある場合には、取組みの優先順位を検討のうえ、整理・記載していただきます。
- 優先順位の高い項目から、様式3「目標設定・評価シート」（1項目につき1枚）を活用して目標設定を行い、PDCAサイクルに基づき計画的に取組みを進めて下さい。

STEP 3 | センターへの認定申請およびセンターによる実施確認

- 基本認定の基準をすべて満たしていると判断された場合には、様式2－1「基本認定50項目チェックリスト（兼基本認定申請書）」にすべての項目の実施内容欄に、実施していると判断した具体的な取組み内容をご記載のうえ、当センターへ認定申請を行ってください。
- 当センターにて認定申請書を受理した後、当センターの医療労務管理アドバイザーおよび医業経営アドバイザーが直接医療機関を訪問し、申請内容の確認を行います。

STEP 4 | 「いきいき働く認定医療機関」へ認定

上記の実施状況の確認を経た上で、京都いきいき働く認定委員会において協議を行い、認定基準を満たしていると認められた病院につきましては、「いきいき働く医療機関認定病院」として当センターが認定いたします。

認定後は、当センターのセンターニュースやホームページ等において認定医療機関を紹介するなど、センター事業の中で積極的に公表してまいります。

いきいき働く認定医療機関 令和8年6月末日現在、54病院が基本認定50項目のすべてを達成し、当センターの認定を受けられています。



※支援メニューとして、当センターの医療労務管理アドバイザーおよび医業経営アドバイザーが、随時ご相談への対応および助言を行います。基本認定取得に向けて、「院内での進め方が分からない」「各項目の具体的な取組み方法が分からない」等のご不明な点がございましたら、ぜひご活用ください。
※各種様式は、京都府医療勤務環境改善支援センターのホームページ（京都私立病院協会内：https://www.khosp.or.jp/）よりダウンロードいただけますので、ぜひご活用ください。

6月の活動内容

1 医療機関の勤務環境に係る実態把握

「京都いきいき働く医療機関認定制度」を推進し、医療機関へ勤務環境改善マネジメントシステムの導入の促進を図ります。

2 医療機関への病院訪問

勤務環境改善推進員および社会保険労務士等のアドバイザーを直接、医療機関へ派遣し、現状の勤務環境の把握、勤務環境改善に関する相談・支援を行っています。

3 勤務環境改善に取り組む医療機関への個別支援・相談対応等

随時医業経営や労務管理のアドバイザーが医療機関からの勤務環境改善に関する相談、照会等に対応すると共に、ニーズに応じて医療機関に勤務環境改善推進員、社会保険労務士等のアドバイザーを派遣し、勤務環境改善のための取組みの支援を行っています。

4 勤務環境改善に関する研修会等の実施

医療機関を対象とした勤務環境改善に関する研修会等を開催します。

●今後のスケジュール 医療勤務環境改善研修会「法違反にならないカスハラ対策の実務～指針及び防止措置の解釈を踏まえ～」

日 時：7月14日（火）午後2時30分～午後4時30分	対 象：病院理事長・院長・事務長・看護部長をはじめ各部門の管理者等
場 所：京都私立病院協会会議室	定 員：会場20名、オンライン500名
テーマ：「法違反にならないカスハラ対策の実務～指針及び防止措置の解釈を踏まえ～」	講 師：岸川 守 氏（関西ステート経営労務事務所 代表・特定社会保険労務士）

参加費
無料

※お申し込み方法 京都私立病院協会ホームページ(https://www.khosp.or.jp/)の「研修会・イベント申込」からお申し込みください。定員に達し次第、締め切りますので、お早目にお申し込みください。